

審　查　基　準

令和元年12月1日作成

法　　令　　名：技能検定員審査等に関する規則

根　拠　条　項：第13条第2項

処　分　の　概　要：教習指導員審査合格証明書の再交付

原権者（委任先）：奈良県公安委員会

法　令　の　定　め：

審　查　基　準：

標準処理期間：4日。ただし、行政庁の休日は含まない。

申　　請　　先：申請書は、交通部運転免許課に提出してください。

問い合わせ先：交通部運転免許課講習第三係（電話 0744-25-7744）

備　　考：